

令和 2 年 2 月 27 日
総 務 局

新型コロナウイルス感染症対策のための職員の時差出勤の実施について

1 新型コロナウイルス感染症対策のための職員の時差出勤について

政府が令和 2 年 2 月 25 日に決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」に示されているとおり、感染拡大防止の観点から、公共交通機関を利用し通勤する職員の時差出勤を実施する。

2 時差出勤の内容について

(1) 実施時期

- ・ 令和 2 年 2 月 28 日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。
- ・ その後の継続又は終了については、状況を踏まえ判断する。

(2) 対象職員

- ・ 通勤に公共交通機関を使用する職員（再任用職員、臨時的任用職員、非常勤嘱託職員も対象とする。）
- ・ 業務の状況に応じ、公務の運営に支障がない範囲で所属長が認める場合を対象とする。

(3) 対象職場

- ・ 区役所等を含む市長部局の全職場を対象とする。

(4) 勤務時間

- ・ 勤務時間が通常 8 : 30～17 : 15 のところ、以下の勤務時間も選択可能とする。
 - ① 早出 (8 : 00～16 : 45)
 - ② 遅出 1 (9 : 00～17 : 45)
 - ③ 遅出 2 (9 : 30～18 : 15)
- ・ 勤務時間の変更は 1 週間単位で可能とする。

(5) その他

- ・ 日ごとに勤務時間が異なる変則勤務職場については、既存の勤務割りの中での対応とする。
- ・ 具体的な手続きなど詳細については、本日付で庁内に通知する。